平成２２年（フ）第２９１号
三重県四日市市阿倉川町３番14号
債務者　平塚　久雄
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２９２号
三重県四日市市釆女が丘３丁目39番地
債務者　原田　成都
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第６６３号
兵庫県加古川市山手３丁目９番17号
債務者　石黒　雄一
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６６４号
兵庫県加古川市山手３丁目９番17号
債務者　石黒　陽子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７０７号
兵庫県加古川市平岡町土山152番地の６
債務者　牧山　惠美
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７４７号
兵庫県姫路市大津区天神町１丁目７番地　ドミール天神102号
債務者　松木　直樹
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７４８号
兵庫県姫路市大津区天神町１丁目７番地　ドミール天神102号
債務者　松木　正子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７５４号
兵庫県高砂市北浜町北脇27番地の10
債務者　入江　牧子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１３０３号
広島市東区戸坂新町２丁目45番８―405号
債務者　吉開　理絵
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６３号
愛媛県新居浜市沢津町３丁目10番10号、前住所愛媛県松山市溝辺町甲279番地
債務者　永易　早紀（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１６７号
愛媛県四国中央市豊岡町大町1923番地　河村コーポ西棟102号
債務者　大西真理子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１７２号
愛媛県西条市小松町大頭甲1104番地、旧住所愛媛県西条市小松町安井甲244番地
債務者　安部　里司
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１７６号
愛媛県西条市小松町新屋敷甲2975番地第１
債務者　木内　奎子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第４１１号
高知市瀬戸西町１丁目７番地　警察官待機宿舎９号室
債務者　渡邊　久子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４６７号
高知県南国市稲生3087番地１
債務者　下元　鋭二
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４９２号
高知市十津２丁目８番３号
債務者　細木　熙子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５６６号
高知市十津２丁目８番３号
債務者　細木　勝之
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５７号
福岡県田川郡福智町弁城2266番地１
債務者　香月　豊博
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
福岡地方裁判所田川支部